

2012

5

MAY

Vol.49

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



有限会社 蔵尾ファーム

特集







使用済小型電子機器等の再資源化の
促進に関する法律案要綱

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会
近畿地区 平成24年度日程表

| | 新規講習会 | | | | 更新講習会 | | 特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会 |
|-------------|-------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------------------|-----------------|----------------------------------|
| | 産業廃棄物 収集運搬課程 | 産業廃棄物 処分課程 | 特別管理産業廃棄物 収集運搬課程 | 特別管理産業廃棄物 処分課程 | 収集運搬課程 | 処分課程 | |
| 講習期間、受講料 | 2日間 ¥30,400 | 3日間 ¥48,300 (※1) | 3日間 ¥46,200 | 4日間 ¥68,000 (※2) | 1日間 ¥20,000 | 2日間 ¥25,200 | 1日間 ¥14,000 |
| 平成24年 4月 | | | | | 大阪会場：26日 | | 大阪会場：25日 |
| 5月 | 京都会場 8日～9日 兵庫会場 22日～23日 | 奈良会場 15日～17日 | | | 京都会場：10日 兵庫会場：15日 | | 京都会場：11日 兵庫会場：16日 |
| 6月 | 大阪会場 6日～7日 奈良会場 19日～20日 | | | | 奈良会場：21日 | 滋賀会場 19日～20日 | 奈良会場：22日 |
| 7月 | 滋賀会場 10日～11日 和歌山会場 24日～25日 | | 兵庫会場 17日～19日 | | 滋賀会場：3日 大阪会場：20日 | 京都会場 24日～25日 | 滋賀会場：4日 大阪会場：19日 兵庫会場：20日 |
| 8月 | 大阪会場 22日～23日 | 兵庫会場 21日～23日 | | | | | 大阪会場：24日 |
| 9月 | 京都会場 4日～5日 | | | 大阪会場 24日～27日 | 京都会場：6日 兵庫会場：11日 和歌山会場：20日 | | 京都会場：7日 兵庫会場：12日 和歌山会場：21日 |
| 10月 | 兵庫会場 16日～17日 | | | | 大阪会場：25日 | 大阪会場 11日～12日 | 大阪会場：24日 |
| 11月 | 滋賀会場 13日～14日 | | | | 奈良会場：22日 京都会場：29日 | | 滋賀会場：15日 京都会場：30日 |
| 12月 | 大阪会場 18日～19日 | | | | 兵庫会場：4日 | | 兵庫会場：5日 大阪会場：20日 |
| 平成25年 1月 | 和歌山会場 29日～30日 | | | | 大阪会場：23日 滋賀会場：29日 和歌山会場：31日 | 兵庫会場 24日～25日 | 大阪会場：22日 滋賀会場：30日 |
| 2月 | 京都会場 6日～7日 兵庫会場 21日～22日 | | 大阪会場 26日～28日 | | 京都会場：13日 | | 京都会場：14日 |
| 3月 | 大阪会場 12日～13日 | 京都会場 5日～7日 | | | 兵庫会場：14日 | | 大阪会場：14日 兵庫会場：15日 |

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。
 注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

受講申込み、お問い合わせ先

| | | |
|--|---|---|
| 滋賀会場  (社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL：077(521)2550 (こうぜんビル2階) | 大阪会場  (社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 TEL：06(6943)4016 (中央谷町ビル5階) | 奈良会場  (社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL：0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階) |
| 京都会場  (社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL：075(694)3402 (Johnsonビル2階) | 兵庫会場  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通4-1-12 TEL：078(371)3177 (日新ビル301) | 和歌山会場  (社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL：073(435)5600 (酒直ビル3階) |

C O N T E N T S

| | |
|---|----|
| 特集●使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱 | 2 |
| 行政だより●●使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について (平成24年3月19日環廃企発第120319001号・環廃対発第120319001号・ 環廃産発第120319001号) | 6 |
| ●東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する 特別措置法第6条第1項に基づく広域的な協力の要請について 内閣総理大臣名義(平成24年3月30日閣副第192号) 環境大臣名義(平成24年3月30日環廃対発第120330002号) | 18 |
| ●平成24年度におけるセーフティネット保証5号の業種指定の 取扱い等について(平成24年3月23日) | 22 |
| ●中・大型トラック・バスのホイールナット締付トルクについて | 29 |
| 新規入会会員紹介● | 35 |
| 会員紹介●有限会社 蔵尾ファーム | 36 |
| OSK通信● | 41 |
| ●近畿建設リサイクル表彰 ●廃棄物不適正処理巡視事業 ●廃棄物処理先進事例調査 第1回 マカオ国際環境企業フォーラム及び展示会 第2回 リマテック株式会社(東北支社) | |
| バックナンバーのご案内● | 42 |
| ●Clean Life ●廃棄物法制等普及促進シリーズ ●よくわかるシリーズ | |

表紙写真提供:

有限会社 蔵尾ファーム 〒573-0136 大阪府枚方市春日西町2丁目22-15
(有限会社 蔵尾ポーク 〒529-1601 滋賀県蒲生郡日野町松尾3丁目23-5)

特集

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案要綱

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案が、平成24年3月9日に閣議決定されました。

デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等は、その相当部分が廃棄物として排出され、多くは一般廃棄物として市町村による処分が行われています。市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅等の有用金属は埋立処分されています。

このため、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を適正かつ確実に行うことができる者についての認定制度を創設し、廃棄物処理法の特例措置等、所要の措置を講じ、使用済小型電子機器等の再資源化を促進していく必要があります。

このような現状に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案が閣議決定、第180回通常国会に提出されます。以下に、その要綱を示します。

第一 目的

この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属等の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進する措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。(第一条関係)

第二 定義

一 「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器を除く。）であって、次のいずれにも該当するものとして政令で定めるものをいうこと。

(一) 廃棄物となった場合に、効率的な収集及び運搬が可能であると認められるもの

(二) 廃棄物となった場合におけるその再資源化が廃棄物の適正処理及び資源の有効利用を図る上で特に必要なもののうち、当該再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるもの

二 「使用済小型電子機器等」とは、小型電子機器等のうち、その使用を終了したものをいい、「再資源化」とは、これを製品の一部として利用することができる状態にすることをいうこと。(第二条関係)

第三 基本方針

一 主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

二 基本方針においては、使用済小型電子機器等の再資源化の促進の基本的方向、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標、使用済小型電子機器等の再資源化の促進のための措置に関する事項等を定めるものとする。(第三条関係)

第四 国の責務

国は、使用済小型電子機器等の分別収集・再資源化の促進に必要な資金確保、使用済小型電子機器等に関する情報収集・活用、使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発の推進等の必要な措置を講じ、広報活動等を通じて、使用済小型電子機器等の再資源化に関する国民の理解を深め、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないこととする。（第四条関係）

第五 地方公共団体の責務

市町村は、使用済小型電子機器等の分別収集に必要な措置を講じ、これを再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すことに努め、都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進のため必要な措置を講ずること等に努めなければならないこととする。（第五条関係）

第六 消費者及び事業者の責務

消費者及び事業者は、使用済小型電子機器等を分別して排出し、収集運搬又は再資源化を適正に実施し得る者に引き渡すよう努めなければならないこととする。（第六条及び第七条関係）

第七 小売業者及び製造業者の責務

小売業者は、消費者による適正な排出の確保に協力するよう努め、製造業者は、設計等の工夫による再資源化費用の低減等をするよう努めなければならないこととする。（第八条及び第九条関係）

第八 再資源化事業計画の認定等

- 一 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者を含む。）は、使用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。
- 二 再資源化事業計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - （一）申請者の名称又は氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - （二）申請者が法人である場合においては、その役員の氏名及び政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - （三）申請者が個人である場合において、政令で定める使用人があるときは、その者の氏名
 - （四）使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域
 - （五）再資源化事業の内容
 - （六）使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者及びその者が行う収集、運搬又は処分の別
 - （七）使用済小型電子機器等の収集又は運搬の用に供する施設
 - （八）使用済小型電子機器等の処分の用に供する施設の所在地、構造及び設備
 - （九）使用済小型電子機器等の再資源化に関する研究開発を行おうとする場合にあっては、その内容
 - （十）その他主務省令で定める事項
- 三 主務大臣は、提出された再資源化事業計画が、基本方針に照らし適切なものであること等

の要件に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

四 認定を受けた再資源化事業計画の変更及び認定の取消しについて規定すること。（第十条及び第十一条関係）

第九 使用済小型電子機器等の引取りに応ずる義務

認定事業者は、第八の二の（四）の区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないとすること。（第十二条関係）

第十 認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例

一 認定事業者は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施することができるものとする。

二 認定事業者は、一に規定する行為（産業廃棄物の収集、運搬又は処分に該当するものに限る。）を認定計画に記載された者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならないこととする。

三 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者（認定計画に記載された者に限る。）は、廃棄物処理法の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができるものとする。

四 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

五 三に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

六 四及び五に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、一般廃棄物収集運搬業者・一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者とみなすものとする。

七 一般廃棄物処理基準に適合しない使用済小型電子機器等（一般廃棄物に限る。）の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集等を行った者に対してその旨を要求・依頼等をし、又は当該収集等を助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなすものとする。（第十三条関係）

第十一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

一 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（以下「振興財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務及びそれに附随する業務を行うことができるものとする。

- (一) 認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化（産業廃棄物の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- (二) 認定事業者等が認定計画に従って行う研究開発（産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

二 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律において、一の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合の必要な読み替え規定について定めるものとする。 (第十四条関係)

第十二 指導及び助言

主務大臣は、認定事業者等に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。 (第十五条関係)

第十三 報告徴収、立入検査及び関係行政機関への照会等

- 一 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができるものとする。
- 二 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所等に立ち入り、書類等の物件を検査させることができるものとする。
- 三 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会、又は協力を求めることができるものとする。 (第十六条、第十七条及び第十八条関係)

第十四 主務大臣等

- 一 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とし、この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とすること。
- 二 この法律に規定する主務大臣の権限の委任について規定すること。 (第十九条及び第二十条関係)

第十五 罰則

- 一 第十三の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。
- 二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、法人又は人の業務に関し、一の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、法人又は人に対しても、同項の刑を科するものとする。 (第二十一条関係)

第十六 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 二 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 三 この法律の施行に関し、登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の規定の整備を行うものとする。 (附則関係)

行政だより

環廃企発第 120319001 号
環廃対発第 120319001 号
環廃産発第 120319001 号
平成 24 年 3 月 19 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長

廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力、御協力いただいているところである。

さて、近年、一般家庭や事業所等から排出される使用（再使用を含む。以下同じ。）を終了した家電製品（以下「使用済家電製品」という。）等を収集、運搬等する者（以下「不用品回収業者」という。）が増加しているが、それらのほとんどは、一般廃棄物収集運搬業の許可、再生利用指定又は市町村の委託を受けておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）に抵触するものと考えられる。環境省においては、「使用済物品の適正な処理の確保について（通知）」（平成 22 年 10 月 21 日付け環廃対発第 101021001 号・環廃産発第 101021001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知）により、廃棄物の疑いがあると判断できる場合の報告の徴収又は立入検査の積極的な実施等をお願いしているところである。

使用済家電製品は、廃棄物処理法、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号。以下「家電リサイクル法」という。）等に基づいて再商品化等されることによ

ADMINISTRATION INFORMATION

り適正な処理が確保されなければならないが、不用品回収業者に収集された使用済家電製品については、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられる。特に、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られ、生活環境保全上の支障の発生、適正なりサイクルシステムの阻害等が強く懸念されることから、このような不適正な処理ルートへの対策を強化する必要がある。

については、下記事項に留意の上、必要な措置を講ずるとともに、貴管内市町村に対する確実な周知及び指導方よろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 使用を終了した特定家庭用機器の廃棄物該当性に係る基本的考え方

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡できないために不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

特に、使用を終了した特定家庭用機器（家電リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。以下「使用済特定家庭用機器」という。）については、廃棄物として再生又は処分する場合には、特に厳しい基準として「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」（平成 11 年厚生省告示第 48 号）により一定量以上の資源の回収やフロン回収等が定められていることや、排出者が家電リサイクル法に従って小売業者や製造業者に引き渡す際には所要の料金が発生すること等から、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物（廃棄物に該当しないものをいう。以下同じ。）と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要である。このことを踏まえ、各種判断要素を総合的に勘案して廃棄物であるか否かを判断することが必要である。

行政だより

2 使用済特定家庭用機器の廃棄物該当性の判断に当たっての基準について

特定家庭用機器として特定家庭用機器再商品化法施行令（平成 10 年政令第 378 号）第 1 条に定められているものは、鉛、ひ素等の有害物質を含むため、適正な再生又は処分がなされなければ、生活環境保全上の支障を生じさせる性状の物である。また、消費者が使用済特定家庭用機器を不用品回収業者に引渡す行為は、再使用を目的としていることが明らかな場合を除き、処分を委ねているものと判断すべきである。さらに、再使用に適さない使用済特定家庭用機器については、製品としての市場が形成されておらず、家電リサイクル法等に基づく適正な再生又は処分が必要とされている。

これらを踏まえると、使用済特定家庭用機器については、以下のとおり取り扱うことが適当である。

- (1) 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」（産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成 20 年 9 月）のガイドライン A（別添）に照らしてリユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済特定家庭用機器は廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。
- (2) 不用品回収業者が収集した使用済特定家庭用機器について、自ら又は資源回収業者等に引き渡し、飛散・流出を防止するための措置やフロン回収の措置等を講じずに廃棄物処理基準に適合しない方法によって分解、破壊等の処分を行っている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、占有者の主張する意思の内容によらず当該使用済特定家庭用機器は、排出者からの収集時点から廃棄物に該当するものと判断して差し支えないこと。

3 使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品の廃棄物該当性について

使用済特定家庭用機器以外の使用済家電製品についても、国内外において不適正な処理がなされているものが少なくないと考えられ、実際には再使用に適さないものが再使用の名目で輸出を含む流通に供せられる例や、国内においても、不用品回収業者から引き取った使用済家電製品について、有害物質の飛散・流出を防止するための措置等を講じずに分解・破壊が行われる例が見られる。

これらについても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断されるべきではなく、廃棄物であることの疑いがあると判断

ADMINISTRATION INFORMATION

できる場合には、その物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し、積極的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

4 その他の留意事項

- (1) 使用済家電製品について、比較的新しく故障していない等、市場価値を有するものについては、古物営業法（昭和24年法律第108号）に基づく古物営業の許可を有し、かつ、適切な手扱いをする者に売却するなど、適正な再使用を促進することが重要であること。また、再使用に適さない等により廃棄物となったものについては、家電リサイクル法や市町村の定める規則等に従った適切な排出が必要であることから、これらについての住民に対する普及啓発に努められたいこと。
- (2) 小売業者に家電リサイクル法上の引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる「義務外品」）のうち、一般廃棄物となるものについては、市町村の区域内において消費者からの特定家庭用機器一般廃棄物の排出が困難とならないよう、収集・運搬体制を構築する必要がある。この場合、市町村においては、収集運搬業の許可の取得について適正かつ円滑に進めるか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号の規定による指定制度（再生利用指定制度）を積極的に活用する等し、廃棄物処理法に適合する形で実施されたいこと。

以上

行政だより

別添

リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン

1 製品性能に関するガイドライン

(1) エアコンディショナー

| 項目 | ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン) | ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン) |
|---------------|--|---|
| 年式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も、一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 <p>(※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁止されていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要</p> |
| (温暖化防止・省エネ性能) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準(冷暖房兼用のうち直吹き形で壁掛け形のもののうち冷房能力 4 kW 以下のもの：目標年度 2004 冷凍年度¹、その他のもの：目標年度 2007 冷凍年度)の達成率が約 100% 以上で、温暖化防止にも資する製品 <p>(※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2004 冷凍年度又は 2007 冷凍年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある</p> |

¹冷凍年度とは前年の 10 月 1 日から当年の 9 月 30 日までの期間。例えば 2004 冷凍年度は 2003 年 10 月 1 日から 2004 年 9 月 30 日までである

ADMINISTRATION INFORMATION

| | | |
|-------------|---|--|
| | | <p>○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➢ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 |
| <p>動作確認</p> | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> |
| <p>外観等</p> | <p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上 ➢ 室内機が破損している ➢ 室内機と室外機が揃っていない ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである | <p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リモコンなど付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> |

行政だより

(2) テレビジョン受信機

| 項目 | ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン) | ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン) |
|---------------|--|---|
| 年式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 15 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトナーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要 |
| (温暖化防止・省エネ性能) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づくトップランナー基準（ブラウン管テレビ：目標年度 2003 年度）の達成率が約 100% 以上で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネ法に基づくトップランナー基準の目標年度は 2003 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 |

ADMINISTRATION INFORMATION

| | | |
|-------------|--|--|
| <p>動作確認</p> | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異臭確認 ➢ 異常音確認 ➢ 輝度確認 ➢ コントラスト確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトナーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> |
| <p>外観等</p> | <p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ブラウン管の破損 ➢ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである | <p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲で、トナーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ リモコン等付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> <p>○ アナログテレビをリユース品として自ら再販売する場合は、販売時に地上デジタル放送により2011年には使用できなくなることについて説明</p> |

行政だより

(3) 冷蔵庫・冷凍庫

| 項目 | ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン) | ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン) |
|---------------|--|---|
| 年式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内であって省エネ性能も一定程度高い製品（下記参照）については、リユース品としての需要が存在する範囲でトナーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないように留意することが必要 |
| (温暖化防止・省エネ性能) | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 20 年 8 月現在で、目標年度を経過している省エネ法に基づく、トップランナー基準（目標年度 2004 年度）の達成率が約 100%以上達成で、温暖化防止にも資する製品 (※) 省エネトップランナー基準の目標年度は 2004 年度であり、その目標基準を達成していないような過去の製品は、リユース流通よりも省エネ性能の高い新製品への転換を図る方が望ましい場合もある ○ なお、小売業者はリユース品取扱業者との連携の下、以下の点に留意しながら、適正なリユースの促進と省エネ製品への転換の両立を図ることが重要 <ul style="list-style-type: none"> ➤ リユース品市場における同一価格帯の製品との省エネ性能比較 ➤ 同一サイズの新製品とのエネルギー消費量比較 |

ADMINISTRATION INFORMATION

| | | |
|------|--|--|
| 動作確認 | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し</p> | <p>○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 庫内温度確認 ➢ 異常音確認 ➢ 異臭確認 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 <p>○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> |
| 外観等 | <p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等に引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➢ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損 ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである | <p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外見上の汚れが著しく少ない ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> |

行政だより

(4) 洗濯機（衣類乾燥機を含む）

| 項目 | ガイドラインA (家電リサイクル法遵守に資する ガイドライン) | ガイドラインB (適正リユースの促進に資する ガイドライン) |
|------|--|--|
| 年式 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 10 年を経過した製品については、リサイクルのため製造業者等への引渡しが原則 ○ ただし、リユース品としての需要が存在する範囲について、地域の特性などに留意することが必要 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造から約 7 年以内の製品については、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 (※) ただし、地域によっては製造から約 10 年を経過した製品にもリユース品としての需要が存在するとの指摘も踏まえ、上記指標を満たさない場合はリユースが禁じられていると誤解することにより、かえって適正なリユースの促進が阻害されることがないよう留意することが必要 |
| 動作確認 | <ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 通電検査 ➢ 検査の結果に応じた修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がある場合は、リサイクルのため製造業者等に引渡し | <ul style="list-style-type: none"> ○ リユース品として自ら再販売する場合は、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査を自ら実施。また、リユース品取扱業者に引き渡す場合には、引渡後、当該使用済家電がリユース販売されるまでの間に、通電検査に加え、下記項目に関する動作検査が行われることを確認 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 異常音確認 ➢ 洗濯脱水槽及び脱水槽の開閉蓋のブローキテスト（運転中の開閉時に回転にブローキがかかるか） ➢ 1工程の通しテスト（注水、洗濯、排水、脱水が正常に行われるか） ➢ 動作確認、検査・修理の上で、販売時に製品保証を付与 ➢ 上記確認結果に応じた必要な修理 ○ 上記動作検査または確認の結果、問題がない場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討 |

ADMINISTRATION INFORMATION

| | | |
|------------|--|--|
| <p>外観等</p> | <p>○ 上記年式ガイドラインに関わらず、下記に該当する場合は、リサイクルのために製造業者等へ引渡し</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上 ➢ ふたが欠損している ➢ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである | <p>○ 上記年式ガイドラインを満たし、かつ、下記に該当する場合は、リユース品としての需要が存在する範囲でトレーサビリティの確保を前提に、リユース流通を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 専用ホース等付属品が揃っている ➢ リユース品市場（海外含む）で需要の高い特定の製造業者や形式 ➢ 廃棄処理する場合のフロン類の適正処理が確保されている <p>○ 段階的な買取基準を設定し、これに応じた買取額を消費者へ明示</p> |
|------------|--|--|

行政だより

閣 前 第 192 号
平成 24 年 3 月 30 日

大阪市長
橋 下 徹 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災により発生した廃棄物処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき広域的な協力の要請について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の廃棄物処理が発生し、若手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分となっております。

この廃棄物処理の処理は喫緊の課題となっており、国は、廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、廃棄物処理の処理のために必要な措置を広域的に講ずる責務を有しております。

被災地における廃棄物処理は夜間夜明けの時間帯であることから、被災地での処理を進められず、現地では全力を挙げて発生利用や仮設焼却場の設置による処理を進めてまいりますが、それでも最終処分場を定め、処理能力が大幅に不足しております。

以上の状況に鑑み、平成 24 年 3 月 13 日、「廃棄物処理の処理の推進に関する関係閣僚合意」を閣内、「東日本大震災により発生した廃棄物処理の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、地方公共団体に刻する広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。大阪府におかれましては、既に廃棄物処理の広域処理に於いて御検討をいただいております。本件の緊要性を踏まえ、私としても、貴職の具体的な協力を要請いたします。

閣 前 第 192 号
平成 24 年 3 月 30 日

大阪府知事
松 井 一郎 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災により発生した廃棄物処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき広域的な協力の要請について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の廃棄物処理が発生し、若手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分となっております。

この廃棄物処理の処理は喫緊の課題となっており、国は、廃棄物の処理が迅速かつ適切に行われるよう、主体的に、市町村及び都道府県に対し必要な支援を行うとともに、廃棄物処理の処理のために必要な措置を広域的に講ずる責務を有しております。

被災地における廃棄物処理は夜間夜明けの時間帯であることから、被災地での処理を進められず、現地では全力を挙げて発生利用や仮設焼却場の設置による処理を進めてまいりますが、それでも最終処分場を定め、処理能力が大幅に不足しております。

以上の状況に鑑み、平成 24 年 3 月 13 日、「廃棄物処理の処理の推進に関する関係閣僚合意」を閣内、「東日本大震災により発生した廃棄物処理の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、地方公共団体に刻する広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。大阪府におかれましては、既に廃棄物処理の広域処理に於いて御検討をいただいております。本件の緊要性を踏まえ、私としても、貴職の具体的な協力を要請いたします。

ADMINISTRATION INFORMATION

図 副 第 192 号
平成 24 年 3 月 30 日

堺市長
竹山 修 殿

内閣総理大臣 野田 佳彦

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき、広域的な協力の要請について

東日本大震災については、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生し、岩手県で通常の一般廃棄物の排出量の約 11 年分、宮城県で約 19 年分と推定されています。

この災害廃棄物の処理は喫緊の課題となっており、国は、災害廃棄物の処理が既述の範囲には行われておらず、主体的に、市町村及び都府県に対して必要なる支援を行うとともに、災害廃棄物の処理のために必要な措置を広域的に講ずる責務を有しています。

被災地における災害廃棄物の処理は夜間夜明けの時間帯であることから、適切な処理を進められませんが、現地で自力を著して再生利用や仮設緑地の設置による処理を進めています。また、おそれでも最終処分場を省み、処理能力が大幅に不足しています。

以上の状況に鑑み、平成 24 年 3 月 13 日、「災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会議」を開催し、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」第 6 条第 1 項に基づき、地方公共団体に刻する広域的な協力の要請を行うことを決定し、要請書を発出することとしました。大阪府におかれましては、既に災害廃棄物の広域処理について御検討をいただいているところ、本件の緊要性を踏まえ、私といたども、貴職の具体的な協力を要請いたします。

環境対策第 120330002 号
平成 24 年 3 月 30 日

大阪府知事
松井 一郎 殿

環境大臣
細野 豪志

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき、災害廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等に関するため、貴府に対し、下記の通り、広域的な協力を要請いたします。

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第 6 条第 1 項に基づき、災害廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等に関するため、貴府に対し、下記の通り、広域的な協力を要請いたします。

記

東日本大震災により発生した災害廃棄物のうち、広域処理が必要な量は、岩手県では約 57 万トン（可燃物：約 2.9 万トン、不燃物：約 7.3 万トン、木くず 47.1 万トン）、宮城県では約 344 万トン（可燃物：131.6 万トン、不燃物：139.0 万トン、木くず：73.4 万トン）であり（山形村ごみの種類別広域処理希望量、放射能濃度については別紙及び別紙 2 参照）。

広域的な協力を要請する災害廃棄物を受け入れる施設としては一般廃棄物処理施設、民間事業者が所有する廃棄物処理施設、工場、下水処理場、バイオマス発電所等が該当します。このうち、貴府において災害廃棄物の処理が可能な処理施設において、協力をお願いいたします。

貴府においては既に受け入れについて御検討いただいているところ、当面の内容としまして、以下の災害廃棄物を対象とし、府内の一般廃棄物処理施設での受け入れについて、協力を要請します。

なお、今後の広域処理の進捗に応じて、受け入れをお願いする災害廃棄物について、変更があることをお申し添えします。

行政だより

環境対策第120330002号
平成24年3月30日

堺市長
竹山 修 殿

環境大臣
細野 愛志

東日本大震災により生じた廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づき、広域的な協力の要請について

東日本大震災により生じた廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づき、廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、貴市に対し、下記の通り、広域的な協力を要請します。

記

東日本大震災により発生した廃棄物のうち、広域処理が必要な量は、岩手県では約57万トン（可燃物：約2.9万トン、不燃物：約7.3万トン、木くず47.1万トン）、宮城県では約344万トン（可燃物：151.6万トン、不燃物：139.0万トン、木くず：73.4万トン）です（山形県以上の種類別広域処理希望量、放射能濃度については別紙1及び別紙2参照）。

広域的な協力を要請する廃棄物を受け入れる施設としては一般廃棄物処理施設、民間事業者が所有する廃棄物処理施設、工場、バイオマス発電所等が該当します。

大阪府においては既に受入社について御検討いただいているところ、今後、以下の廃棄物も対象とし、大阪府に対し、府内の一般廃棄物処理施設における受入社の協力を要請したところ、貴市におかれれば、このうちの一部について、具体的な受入社を要請します。

なお、今後の広域処理の進捗に応じて、受入社を要請する廃棄物の種別について、変更があることを申し添えます。

環境対策第120330002号
平成24年3月30日

大阪市長
橋下 徹 殿

環境大臣
細野 愛志

東日本大震災により生じた廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づき、広域的な協力の要請について

東日本大震災により生じた廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づき、廃棄物に係る最終処分場の早急な確保及び適切な利用等を図るため、貴市に対し、下記の通り、広域的な協力を要請します。

記

東日本大震災により発生した廃棄物のうち、広域処理が必要な量は、岩手県では約57万トン（可燃物：約2.9万トン、不燃物：約7.3万トン、木くず47.1万トン）、宮城県では約344万トン（可燃物：151.6万トン、不燃物：139.0万トン、木くず：73.4万トン）です（山形県以上の種類別広域処理希望量、放射能濃度については別紙1及び別紙2参照）。

広域的な協力を要請する廃棄物を受け入れる施設としては一般廃棄物処理施設、民間事業者が所有する廃棄物処理施設、工場、バイオマス発電所等が該当します。

大阪府においては既に受入社について御検討いただいているところ、今後、以下の廃棄物も対象とし、大阪府に対し、府内の一般廃棄物処理施設における受入社の協力を要請したところ、貴市におかれれば、このうちの一部について、具体的な受入社を要請します。

なお、今後の広域処理の進捗に応じて、受入社を要請する廃棄物の種別について、変更があることを申し添えます。

ADMINISTRATION INFORMATION

(大阪府へ広域処理を要請する災害廃棄物)

| | |
|----------|---------------------------------|
| 災害廃棄物搬出側 | 岩手県宮古市、山田町、大槌町、大船渡市及び 陸前高田市等 |
| 災害廃棄物の種類 | 可燃物・木くず |
| 災害廃棄物の数量 | 180 (千トン) |

行政だより

News Release



平成24年3月23日



平成24年度におけるセーフティネット保証5号の 業種指定の取扱い等について

経済産業省は、平成24年度におけるセーフティネット保証5号の業種指定の取扱い等について、以下のとおりとすることとしましたので、お知らせいたします。

1. 平成24年度におけるセーフティネット保証5号（※1）の業種指定の取扱いは、以下のとおりとします。

- ① 平成24年度上半期は、引き続き原則全業種指定の運用を継続する。
- ② 個別の中小企業者の状況にきめ細かく対応するという観点から、現在中分類で行われている業種指定については、平成24年度下半期からは、細分類で行う。
- ③ 細分類による業種指定を円滑に行うことができるよう、業況調査を実施する業所管部局、個別中小企業者の業種を判断する市区町村等に対して、十分な周知を図る。

2. なお、属する業種の景況の如何を問わず、震災の影響を受けて厳しい状況に置かれている中小企業については、東日本大震災復興緊急保証（※2）を積極的に活用し、その資金繰りに万全を期してまいります。

※1：セーフティネット保証5号とは、業況の悪化している業種を指定し、当該業種に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者を対象に、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

ADMINISTRATION INFORMATION

※2：東日本大震災復興緊急保証とは、東日本大震災によって直接又は間接（風評被害を含む）の影響を受けている中小企業者を対象として、信用保証協会が借入額の100%を保証（一般保証とは別枠）する制度です。

○参考資料

- （別紙1）セーフティネット保証5号の概要
- （別紙2）セーフティネット保証5号の指定業種

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 三浦章豪

担当者：伊藤、岡田、田中

電話：03-3501-1511（内線5271～5）

03-3501-2876（直通）

行政だより

別紙1

セーフティネット保証5号の概要

1. 対象者

業況の悪化している業種（※1）に属する事業を行う中小企業者であって、経営の安定に支障が生じていることについて、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

※1:過去の業況に比して直近の業況が悪化している業種を指定。

2. 企業認定基準

指定業種に属する中小企業者であって、以下のいずれかの基準を満たすこと。

- ① 最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少している中小企業者。
- ② 製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていない中小企業者。
- ③ 円高の影響によって、原則として最近1か月の売上高等が前年同月比で10%以上減少し、かつ、その後2か月を含む3か月間の月平均売上高等が前年同期比で10%以上減少することが見込まれる（※2）中小企業者。（※3）

※2: 最近2か月の売上高等の実績値とその翌月を含む3か月間の見込み値で認定申請することも可能。

※3: 売上高等の減少が円高によるものを具体的に記述した書面（理由書）が必要。

3. 保証限度額、保証割合、保証料率

保証限度額: 一般保証とは別枠で、無担保保証8千万円、最大で2億8千万円

保証割合: 借入額の100%

保証料率: 概ね1.0%以下

ADMINISTRATION INFORMATION

別紙2

セーフティネット保証5号の指定業種

(中小企業信用保険法第2条第4項第5号の指定業種)

指定期間：平成24年4月1日～平成24年9月30日

指定業種における産業分類番号は、日本標準産業分類の旧分類（平成14年3月改訂）にて判断することとする。

| 通 番 | 産業分類 中分類番号 (参考) | 指 定 業 種 |
|--------|-----------------------|--------------------------|
| 1 | 02 | 林業（素材生産業及び素材生産サービス業に限る。） |
| 2 | 05 | 鉱業 |
| 3 | 06 | 総合工事業 |
| 4 | 07 | 職別工事業（設備工事業を除く。） |
| 5 | 08 | 設備工事業 |
| 6 | 09 | 食料品製造業 |
| 7 | 10 | 飲料・たばこ・飼料製造業 |
| 8 | 11 | 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く。） |
| 9 | 12 | 衣服・その他の繊維製品製造業 |
| 10 | 13 | 木材・木製品製造業（家具を除く。） |
| 11 | 14 | 家具・装備品製造業 |
| 12 | 15 | パルプ・紙・紙加工品製造業 |
| 13 | 16 | 印刷・同関連業 |
| 14 | 17 | 化学工業 |
| 15 | 18 | 石油製品・石炭製品製造業 |
| 16 | 19 | プラスチック製品製造業（別掲を除く。） |
| 17 | 20 | ゴム製品製造業 |
| 18 | 21 | なめし革・同製品・毛皮製造業 |
| 19 | 22 | 窯業・土石製品製造業 |
| 20 | 23 | 鉄鋼業 |
| 21 | 24 | 非鉄金属製造業 |
| 22 | 25 | 金属製品製造業 |
| 23 | 26 | 一般機械器具製造業 |

行政だより

| | | |
|----|----|---|
| 24 | 27 | 電気機械器具製造業 |
| 25 | 28 | 情報通信機械器具製造業 |
| 26 | 29 | 電子部品・デバイス製造業 |
| 27 | 30 | 輸送用機械器具製造業 |
| 28 | 31 | 精密機械器具製造業 |
| 29 | 32 | その他の製造業 |
| 30 | 33 | 電気業 |
| 31 | 34 | ガス業 |
| 32 | 35 | 熱供給業 |
| 33 | 36 | 水道業 |
| 34 | 37 | 通信業 |
| 35 | 38 | 放送業 |
| 36 | 39 | 情報サービス業 |
| 37 | 40 | インターネット附随サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「適正化法」という。）第2条第8項に規定する営業を除く。） |
| 38 | 41 | 映像・音声・文字情報制作業 |
| 39 | 42 | 鉄道業 |
| 40 | 43 | 道路旅客運送業 |
| 41 | 44 | 道路貨物運送業 |
| 42 | 45 | 水運業 |
| 43 | 46 | 航空運輸業 |
| 44 | 47 | 倉庫業 |
| 45 | 48 | 運輸に附帯するサービス業 |
| 46 | 49 | 各種商品卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 47 | 50 | 繊維・衣服等卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 48 | 51 | 飲食料品卸売業 |
| 49 | 52 | 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 |
| 50 | 53 | 機械器具卸売業 |
| 51 | 54 | その他の卸売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |

ADMINISTRATION INFORMATION

| | | |
|----|----|---|
| 52 | 55 | 各種商品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 53 | 56 | 織物・衣服・身の回り品小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 54 | 57 | 飲食料品小売業 |
| 55 | 58 | 自動車・自転車小売業 |
| 56 | 59 | 家具・じゅう器・機械器具小売業 |
| 57 | 60 | その他の小売業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 58 | 67 | 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。） |
| 59 | 68 | 不動産取引業 |
| 60 | 69 | 不動産賃貸業・管理業 |
| 61 | 70 | 一般飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。） |
| 62 | 71 | 遊興飲食店（適正化法第2条第1項第1号から第3号まで、第5号及び第6号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。） |
| 63 | 72 | 宿泊業（適正化法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。） |
| 64 | 73 | 医療業 |
| 65 | 74 | 保健衛生 |
| 66 | 75 | 社会保険・社会福祉・介護事業 |
| 67 | 76 | 学校教育 |
| 68 | 77 | その他の教育、学習支援業 |
| 69 | 78 | 郵便局（郵便局受託業に限る。） |
| 70 | 79 | 協同組合（他に分類されないもの） |
| 71 | 80 | 専門サービス業（他に分類されないもの）（興信所のうち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。） |
| 72 | 81 | 学術・開発研究機関 |
| 73 | 82 | 洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第2条第6項第1号に規定する営業を除く。） |
| 74 | 83 | その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。） |

行政だより

| | | |
|----|----|--|
| 75 | 84 | 娯楽業（適正化法第2条第1項第7号（まあじゃん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）、第6項第2号、第3号及び第6号、第7項第1号並びに第8項から第10項までに規定する営業、競輪・競馬等の競走場、競技団、芸妓業（置屋及び検番を除く。）、場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。） |
| 76 | 85 | 廃棄物処理業 |
| 77 | 86 | 自動車整備業 |
| 78 | 87 | 機械等修理業（別掲を除く。） |
| 79 | 88 | 物品賃貸業（適正化法第2条第6項第5号及び第7項第2号に規定する営業を除く。） |
| 80 | 89 | 広告業 |
| 81 | 90 | その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸妓周旋業を除く。） |
| 82 | 93 | その他のサービス業 |

ADMINISTRATION INFORMATION

中・大型トラック・バスの ホイールナット締付けトルク

2012年3月

車輪は「走る・曲がる・止まる」を支える大切なものです。
タイヤ交換時などの不適切な取扱い、
車輪脱落につながり重大な事故を引き起こすことがあります。
必ず、ホイールやホイールボルト、ナットは、正しく取扱ってください。



ホイールナット締付け時の注意点

- ディスクホイール、ハブ、ホイールボルト、ナットの清掃について
ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取除きます。
- ホイールボルト、ナットの潤滑について
JIS方式・・・ホイールボルト、ナットのねじ部と座面部(球面座)にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。
ISO方式・・・ホイールボルト、ナットのねじ部とナットとワッシャーのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布します。
ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。
※ホイールの腐食防止のため、ハブのほめ合い部(インロー部)にグリースを薄く塗布します。
- ホイールナットの締付けについて
ホイールナットの締付けは、対角順番に2～3回に分けて行い、最後にトルクレンチなどを使用して、以下の「ホイールナット締付けトルク」一貫の締付けトルクで締付けます。
- ホイールナットの増し締めについて
締付け後の初期なじみによって、締付け力が低下します。ホイール取付後、50～100km走行後を目安に増し締めを行います。
- アルミホイールへの置き替えについて
スチールホイール、アルミホイールへの置き替えは、それぞれ専用のホイールボルトやナットへの交換が必要となります。誤組や混用は、ボルト折損などの原因となります。必ず確認してください。

ホイール締付け方式

ホイールの締付け方式には、球面座で締付けるJIS方式と、平面座で締付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

| ホイール締付け方式 | ISO方式(8穴、10穴) | JIS方式(6穴、8穴) |
|--------------------|---|---|
| ホイールサイズとボルト本数(PCD) | 19.5インチ:8本(PCD275mm) 22.5インチ:10本(PCD335mm) | 17.5(19.5の一部)インチ:6本(PCD222.25mm) 19.5、22.5インチ:8本(PCD285mm) |
| ボルトサイズ ねじの方向 | M22 左右輪:右ねじ(新・ISO方式) 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ(従来ISO方式) | 前輪M24(または20) 後輪M20, M30 右輪:右ねじ 左輪:左ねじ |
| ホイールナット 使用ソケット | 平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm) | 球面座・6種類 41mm/21mm |
| ダブルタイヤ | 一つのナットで共締め | インナー、アウトナーナットそれぞれで締付け |
| ホイールのセンターリング | ハブインロー | ホイール球面座 |
| アルミホイール置き替え | ボルト交換 | ボルトおよびナット交換 |
| 後輪ダブルタイヤの締付け構造 | <p>ホイールボルト、ホイールナット、平面座</p> <p>※ISO方式は、ホイールとハブの間に平面座(ワッシャー)が使用されます。 (※一部の車種には、無い場合があります)</p> | <p>ホイールボルト、球面座、インナーナット、球面座、アウトナーナット</p> |

詳しい取扱いは…
日本自動車工業会発行の右記資料を、ご覧ください。
※発行が終了した場合は、最新の取扱説明書をご利用ください。

最新・ISO方式ホイール取扱いガイド
〔掲載サイト〕 http://www.jama.or.jp/user/ast_wheel/index.html
最新取扱いのための正しい取扱い方法について
〔掲載サイト〕 http://www.jama.or.jp/user/ast_off_wheel/index.html

一般社団法人 日本自動車工業会

いすゞ自動車(株)/日野自動車(株)/三菱ふそうトラック・バス(株)/UDトラックス(株)

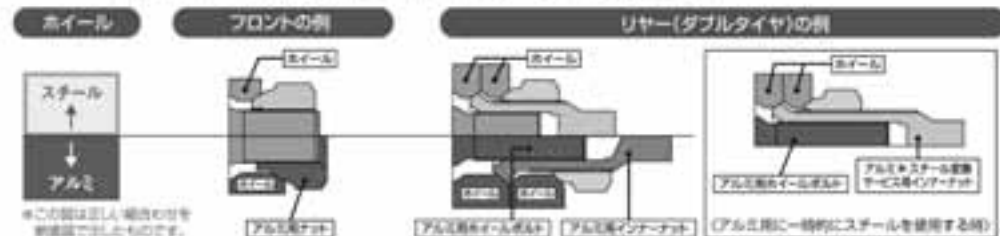
行政だより

アルミホイール、スチールホイールの履き替えについて

JIS方式(6穴・8穴 球面座)

| ホイール | スチールからアルミに履き替え | アルミからスチールに履き替え | アルミ用に一時的にスチールを使用する時(注1) |
|------------|-------------------------|--------------------------|---|
| フロント | アルミ用のナットに交換(注2) | スチール用のナットに交換(注2) | スチール用のナットに交換 |
| リヤ(ダブルタイヤ) | ホイールボルト、インナーナットをアルミ用に交換 | ホイールボルト、インナーナットをスチール用に交換 | アルミ用ホイールボルトを使用してスチールを履く場合のサービス用インナーナットに交換(注3) |

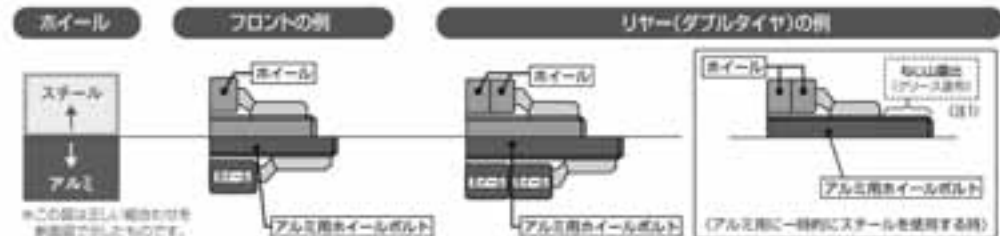
注1: アルミホイールを履いた車両で、季節別スチールホイールのスタッドレスタイヤを使用する場合があります。
 注2: 旧車は、ナットに加え、それぞれ専用のホイールボルトに交換します。
 注3: 再度、アルミホイールを履く場合には、アルミ用のインナーナットへの交換が必要です。



ISO方式(8穴・10穴 平面座)

| ホイール | スチールからアルミに履き替え | アルミからスチールに履き替え | アルミ用に一時的にスチールを使用する時 |
|------|------------------------------|-------------------------------|--|
| フロント | ホイールボルトをアルミ用に交換(ホイールナットは共通品) | ホイールボルトをスチール用に交換(ホイールナットは共通品) | そのままアルミ用ホイールボルトにスチールホイールを装着(ホイールナットは共通品)(注1) |
| リヤ | | | |

注1: ボルトのねじ部分がナットから露出より出っ張りすぎず、露出したねじ部にグリースを塗るなどして、ねじ部の腐蝕を行ってくだい。



ホイールボルト、ナットの識別表示について

JIS方式(6穴・8穴 球面座)

(2007年生産車から)



新・ISO方式(8穴・10穴 平面座)

(2010年生産車から)



| | | |
|---------|-------|-----|
| ねじの方向 | 右ねじ | R |
| | 左ねじ | L |
| ホイールの種類 | スチール用 | ST |
| | アルミ用 | AL |
| | 兼用 | S-A |

ADMINISTRATION INFORMATION

～2010年以前

排出ガス規制・新長期規制適合車 **含む従前車**

中・大型車の 「ホイールナット締付けトルク」一覧

国内大型4社、排出ガス規制・新長期規制適合車(含む従前車)
中・大型トラック・バスの「ホイールナット締付けトルク」一覧です。

- 排出ガス規制・新長期規制(平成17年排出ガス規制)適合車・以前の車両で、車両型式の頭2桁(または3桁)が一致、ホイールボルト本数、ねじサイズが下表に適合する場合に、適用する締付けトルク一覧です。
- 車両型式が一致しない場合や、ねじサイズが異なる場合は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルに記載されている締付けトルクをご確認ください。

- 表中の主要車型欄「*」印以降は、記号を省略しています。
- 締付けトルクは、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近く(ドア開口部周辺など)にも表示しています。
(※旧年式車では、締付けトルクのラベル表示がない場合もあります)
- 「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車」のホイールナット締付けトルクは、裏面の「ホイールナット締付けトルク」一覧を参照してください。
- 下表以外の車型や、ボルト、ナットのねじサイズが異なる車両は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルに記載されている締付けトルクで締付けてください。
- 締付けトルクの単位は、国際単位(SI単位)「N・m」で表記、()内に「kgf・m」を記載しています。「N・m」は、「kgf・m」×9.8(有効数字2桁)としています。

*日産ディーゼル工業(株)は、2010年2月(社名も、UDトラックス(株)に変更)した。

| ホイールの種類 | JIS/6穴(PCD222, 25mm) | 球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ) | N・m(kgf・m) |
|----------------------|--|---|--------------------|
| メーカー | ねじサイズ | 主要車型(通称名等) | 締付けトルク |
| いすゞ | 前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:フォワード) FR*, FS*, GS* | 440~490 (45~50) |
| | | (バス:エルガミオ) LR* | |
| 日産ディーゼル (UDトラックス) | 前輪 M20×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:コンドル、ビッグサム) MK*, LK*, PW*, CW*, CX*, CG* | 370~420 (38~43) |
| | | (バス:スペース*) RM*, JM*, EN*, RN* | |
| 日野 | 前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:レンジャー) FC*, FD*, GC*, GD*, FX*, GX* | 390~470 (40~48) |
| | | (バス:メルファ、レインボー) RR*, RJ* | |
| 三菱ふそう | 前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (バス:レインボー) KR* | 440~490 (45~50) |
| | | (トラック:ファイター) FH*, FK*, FL*, FN* | |
| | | (バス:エアロミディ) ME*, MJ*, MK* | 370~410 (38~42) |

行政だより

2010年以前

| ホイールの種類 JIS/B穴(PCD285mm) 球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ) | | | N・m(kgf・m) |
|---|--|---|--------------------|
| メーカー | ねじサイズ | 主要車型(通称名等) | 締付けトルク |
| いすゞ | 前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:フォワード、ギガ) FS*, FT*, FV*, CV*, CX*, CY*, EX* | 540~590 (55~60) |
| | | (バス:エルガ、ガーラ) LT*, LV*, HR* | |
| (トラック:コンドル、ビッグサム、クオン) LK*, PK*, PW*, CK*, CV*, CD*, CW*, CX*, CG*, GK*, GW*, CF*, CZ* | | | |
| (バス:スペース*) RM*, RP*, JP*, UA*, RA*, RD*, RG*, AS* | | | |
| 日野 | | (トラック:レンジャー、プロフィア) FE*, FG*, GK*, FR*, FS*, FN*, FW*, SH*, SS*, FJ*, FT*, FQ*, FH* | |
| | | (バス:レインボー、ブルーリボン) KV*, HR*, HU*, HT* | |
| 三菱ふそう | 前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:ファイター、スーパーグレート) FK*, FL*, FQ*, FM*, FN*, FP*, FU*, FV*, FT*, FS*, FY*, FR*, FW* | |
| | | (バス:エアロ*) MJ*, MK*, MP*, MM*, MS*, MU*, AA*, AR*, AJ* | |

| ホイールの種類 ISO/10穴(PCD335mm) 平面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ) <small>※注1</small> | | | N・m(kgf・m) |
|---|--------------------------------|---|---------------------------|
| メーカー | ねじサイズ | 主要車型(通称名等) | 締付けトルク |
| いすゞ | 前輪 M22×1.5 後輪 M22×1.5 | (トラック:ギガ) EX* | 490~540 (50~55) ※注1 |
| | | (バス:ガーラ) LV*, RU* | |
| (トラック:ビッグサム、クオン) CF*, CZ* | | 590~640 (60~65) | |
| (バス:スペース*) RP*, RA*, RD*, RG*, AS* | | 540~590 (55~60) | |
| 日野 | | (トラック:日野スカニア) SHD* | 600 (61) |
| | | (トラック:プロフィア) FR*, FS* | 490~540 (50~55) ※注1 |
| | | (バス:セレガ) RU* | |
| 三菱ふそう | | (トラック:スーパーグレート) FP*, FU*, FV*, FT*, FR*, FW* | 560~660 (57~67) |
| | | (バス:エアロ*) MP*, MS*, MU*, AA*, AR* | 540~590 (55~60) |

※注1: 総質量自動車(いすゞ: SF*, SZ*) (日野: HF*, HZ*)で、前輪が「ISO/10穴」の締付けトルクは、590~540N・m(60~55kgf・m)です。

ADMINISTRATION INFORMATION

2010年以降～

排出ガス規制・ポスト新長期規制適合

中・大型車の
「ホイールナット締付けトルク」一覧

国内大型4社、排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車

中・大型トラック・バスの「ホイールナット締付けトルク」一覧です。

【参考】

○排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車とは、車両型式の排出ガス規制・識別記号「3桁」の1桁目が

「S□□-」または「T□□-」(※「T□□-」は、低排出ガス10%削減)

車両総重量3.5トン超、12トン以下:平成22年規制(新型車 平成22年10月～、継続生産車 平成23年9月～)

「L□□-」または「Q□□-」(※「Q□□-」は、低排出ガス10%削減)

車両総重量12トン超:平成21年規制(新型車 平成21年10月～、継続生産車 平成22年9月～)

の車両です。

(中・大型トラック・バスでの例)

- 表中の主要車型欄「※」印以降は、記号を省略しています。
- 締付けトルクは、車両の「タイヤ空気圧ラベル」の近く(ドア開口部周辺など)にも表示しています。
- 「排出ガス規制・新長期規制適合車(含む従前車)」のホイールナット締付けトルクは、裏面の「ホイールナット締付けトルク」一覧を参照してください。
- その他詳しい取扱方法や、次表以外の車型等は、車載の取扱説明書や整備のマニュアルを参照してください。
- 締付けトルクの単位は、国際単位(SI単位)「N・m」で表記、()内に「kgf・m」を記載しています。「kgf・m」換算は、タイヤ空気圧同様「N・m」÷10としています。(※排出ガス規制・ポスト新長期規制適合車から)

ホイールの種類 JIS/6穴(PCD222.25mm) 球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ) N・m(kgf・m)

| メーカー | ねじサイズ | 主要車型(通称名等) | 締付けトルク |
|---------|--|--|--------------------|
| いすゞ | 前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:フォワード) FR※, FS※, GS※ | 450~500 (45~50) |
| | | (バス:エルガミオ) LR※ | |
| | | (バス:ガーラミオ) RR※ | 400~480 (40~48) |
| 日野 | 前輪 M20×1.5または M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:レンジャー) FC※, FD※, GC※, GD※, FX※, GX※ | 400~480 (40~48) |
| | | (バス:メルファ) RR※ | |
| | | (バス:レインボー) KR※ | 450~500 (45~50) |
| 三菱ふそう | 前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:ファイター) FK※ | 450~500 (45~50) |
| UDトラックス | 前輪 M20×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:コンドル) MK※, LK※ | 380~430 (38~43) |

行政だより

ADMINISTRATION INFORMATION

2010年以降

| ホイールの種類 JIS/8穴(PCD285mm) 球面座(右輪:右ねじ 左輪:左ねじ) | | | N・m(kgf・m) |
|---|------------------------------------|--|--------------------|
| メーカー | ねじサイズ | 主要車種(通称名等) | 締付けトルク |
| いすゞ | 前輪 M24×1.5 後輪 M20/M30×1.5 | (トラック:フォワード) FRS*(一部の車種), FSS*(一部の車種) | 550~600 (55~60) |
| 日野 | | (トラック:レンジャー) FT* | |

| ホイールの種類 新・ISO/8穴(PCD275mm) 平面座(左右輪:右ねじ) | | | N・m(kgf・m) |
|--|--------------------------------|---|--------------------|
| ホイールの種類 新・ISO/10穴(PCD335mm) 平面座(左右輪:右ねじ) | | | |
| メーカー | ねじサイズ | 主要車種(通称名等) | 締付けトルク |
| いすゞ | | (トラック:フォワード、ギガ) FT*, FV*, CV*, CX*, CY*, EX*, SF*, SZ* | 550~600 (55~60) |
| | | (バス:エルガ、ガーラ) LV*, RU* | |
| 日野 | 前輪 M22×1.5 後輪 M22×1.5 | (トラック:レンジャー、プロフィア) FE*, FG*, GK*, FR*, FS*, FN*, FW*, SH*, SS*, FJ*, FQ*, FH*, HF*, HZ* | |
| | | (バス:ブルーリボン、セレガ) KV*, HU*, RU* | |
| 三菱ふそう | | (トラック:ファイター、スーパーグレート) FK*, FQ*, FP*, FU*, FV*, FS*, FY* | |
| | | (バス:エアロスター、エアロクイーン、エアロエース、エアロミディ) MM*, MP*, MS*, MK* | |
| UDトラックス | | (トラック:コンドル、クオン) PK*, PW*, CK*, GK*, CD*, CV*, CW*, CX*, CG*, CF*, CZ*, LK* | |

19.5インチホイールの誤組について

◎ 19.5インチホイールでは、新・ISO方式と従来のJIS方式とで、ボルト本数が同じ(8穴)、PCDの差が小さいため(ISO8:PCD275mm JIS8:PCD285mm)、気づかないとボルトセンターがずれたまま、ISO・8ハブにJIS・8ホイールが装着できてしまいます。誤って新・ISO方式に、JIS方式ホイールを装着すると、十分な締付け力が得られず、ホイール亀裂や車輪脱落事故の原因となります。

・19.5インチでは、従来のJIS方式と同じ8穴ホイールで、JIS方式ホイールのボルト穴径が大きいため、PCDの小さい(10mm)ISO方式・8スタッドハブに、JIS方式・8穴ホイールが入ってしまう。

・反対、すなわち従来のJIS方式・8スタッドハブに、ISO方式・8穴ホイールは、ホイール穴径が小さいため、挿入することができない。

※22.5インチホイールは、ボルト本数が異なるため(JIS8本、ISO10本)、誤組付けはできません。



新規入会会員紹介

賛助会員

東京海上日動火災保険株式会社 大阪北支店

| | |
|-------|---|
| 代表者 | 松原信彰 |
| 住所 | 〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東4-33 大阪大林ビル30階 |
| 電話番号 | 06-4790-6466 |
| FAX番号 | 06-4790-6469 |
| 業務内容 | 損害保険を主業として保険事業全般 |



Member

会員紹介

Information

| | | | |
|------|--------------------|-------|-------------|
| 会社名 | 有限会社 蔵尾ファーム | | |
| 住所 | 大阪府枚方市春日西町2丁目22-15 | | |
| 代表者名 | 蔵尾 忠 | 代表者役職 | 代表取締役 |
| 従業員数 | 14名 | 会社設立日 | 昭和63年12月17日 |

I N T E R V I E W



代表取締役社長

蔵尾

忠

インタビュー

Q1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
 廃棄物処理業だけでなく、養豚業もされているなど、当協会の会員さんの中でも“異色の企業”ということで今回は訪問させていただきました。まずは沿革などをお聞かせ頂けますか？

明治初期、大阪市赤川において初代社長の遠藤安兵衛が養鶏・養豚業を主とする「鶏芳」を開業したことが当社の始まりです。その後、大阪府四條畷市に移転し、2代目社長の蔵尾武雄の時代に養豚業をメインにするようになりました。

私が4代目の社長となって、それまでの養豚業に加え産業廃棄物処理、飼料製造販売も開始するようになりました。今では産業廃棄物の収集運搬と中間処理（解砕乾燥・乾燥）の許可や食品リサイクル法の再生利用事業所登録を用いて、食品製造会社等からの残渣を用いて飼料の製造を行っています。



Q2

御社は養豚業が発祥で、後から産業廃棄物処理業の許可を取得されたということですね？

そうですね。元々は四條畷の養豚農家です。廃棄される食品残渣を飼料に使うことに関して、かつては許可など必要なかったのですが、廃棄物処理法の関係で、許可が必要になったため、許可を取得するようになりました。

四條畷で養豚業を営んだ当初は、周りに人家など殆どありませんでしたが、その後の都市化などにより養豚業を行うことが難しくなり、平成12年の産業廃棄物と飼料部門の枚方への移転に引き続き、その翌年には養豚部門を滋賀県蒲生郡日野町に移転しました。移転に際しては、地域の方の苦情や反対など苦労も絶えなかったですが、「三代にわたって続いてきた150年の歴史を消したくない！本当に安全で美味しい豚肉を作りたい！」の思いで、地域の方と何度も話し合いを続けた結果が、現在に結びついていると思っています。



Q3

移転に伴っては大変なご苦勞をされたんですね。地元の方に理解していただけた理由はどこにあると思いますか？

養豚業の移転に伴って最も嫌がられる原因は、悪臭や污水に伴う問題です。しかしながら、豚というのは、とても神経質で清潔な動物なのです。本当に美味しい豚肉を作ろうと思ったら、心配されているような不潔な環境で飼育するなんてことは考えられません。きれいな空気、土壌、水が不可欠なのです。

四條畷で養豚をしていた時から、糞尿は多額の費用をかけて処理をして污水を流さない努力をしてきましたが、滋賀県に移転をしてからも更なる努力をしています。今では、糞尿はすべておが屑にしみこませて堆肥として農家の方に差し上げるなどしています。その堆肥を使うととても立派な農作物が育つと喜んでいただいております。今では注文が殺到するようになっているのですよ。

地域の方との話し合いだけでなく、美味しい肉を作りたいという情熱がもたらした養豚業への誤解の払拭、地域貢献、これらの積み重ねが、理由ではないでしょうか。

I
N
T
E
R
V
I
E
W

INTERVIEW

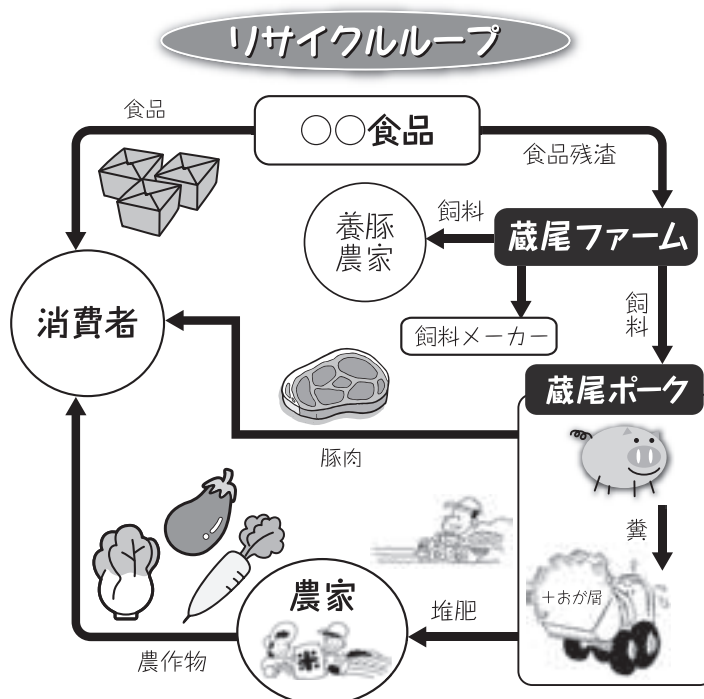
Q4

事業内容について、もう少し詳しくお聞かせいただけますか？

当社では、食品製造会社等から排出された残渣を、牛・豚・養殖の魚の餌にしています。牛・豚と魚では餌が多く必要とされる時期が異なりますので、うまくバランスがとれるのです。

滋賀県の農場で使用する豚の餌も作っており、その材料には、食品製造会社から出る残渣だけではなく、バームクーヘンや菓子くず等も使っています。そうして育てた豚肉は甘く柔らかくて美味しい“バームクーヘン豚”として、お客様に喜ばれています。

食品残渣やバームクーヘンなどの小麦を中心とした材料だけでは、豚は育ちません。様々な材料の配合が不可欠です。私も三代にわたる養豚業で培ったノウハウを活かして、独自の配合を行っています。豚肉作りは、飼料の配合をどのようにするのかの研究だといっても過言ではないのです。



Q5

お仕事をされていて、最近感じることをお聞かせいただけますか？

スーパーやコンビニで売れ残りの残渣が出ても、お店で処分してしまうため材料自体が少なくなっています。当社で引き取っている材料は、食品製造会社で流通に乗らない商品が中心になっています。



▲原油を使うと、飼料に臭いが付いてしまうため、原料の乾燥にはガスを使っています。

また、最近の円高で海外から安い飼料が入るなど、非常に厳しい経営環境となっています。

畜産では餌の高騰でリキッド（液体飼料）という方式が流行りだしています。建設業者などが新規事業として参入しているようですが、材料不足に陥っているようです。この結果、リキッド飼料との材料の取り合いが起っています。

当社では飼料の品質維持に力を入れているのですが、粗悪な商品を出して飼料商社から取引を断られた業者が商品を投げ売りし、その結果、飼料全体の価格が値下がりするような問題も起っています。

Q6

御社と同じような事業をしている会社は少ないのでは？

今、大阪では5、6社ほど、当社と同じような廃棄物の飼料化を行っている会社があります。さらに最近では、府外から参入してくる会社も出てきています。

また、食品製造会社では、自らの残渣を飼料に商品化して畜産農家に配って、そこからの肉を自社の商品に使うという動きがあります。この動きが本格化すると、更に材料不足に拍車がかかるでしょう。会社の数としてはそれほど多くないかもしれませんが、少ない材料の取り合いとなっており、少数激戦の業界だと言えるでしょう。



取材風景

Q7

養豚農家が母体となっているようですが、この先、豚肉の消費などはどうなっていくかと思いませんか？

安い海外の豚肉の増大、TPP、少子高齢化など養豚農家を取り巻く状況は厳しいですね。

このような状況の下で養豚農家が生き残っていくためには、やはり、他がマネのできないような美味しく安全な豚肉を作っていかなければなりません。そのためには、これまで三代にわたって続いてきた150年の養豚農家としての歴史に、いっそうの磨きを加えるための勉強を続けることが必要です。おかげさまで、私どもの努力が認められ、2008年の食肉産業展の特別イベント「銘柄ポーク好感度コンテストPartVII」で最優秀賞を頂くことができましたが、この結果に満足することなく、更に技術を磨いていきたいと思えます。



INTERVIEW



蔵尾ポーク 大阪直売店



大阪府枚方市春日西町2丁目22-15
◆営業時間：10時～18時 ◆定休日：水曜日
FAX：072-896-0292

TEL：072-896-0291

INTERVIEW

Q&A

仕事をするうえで、社長が心がけていることなど、お聞かせいただけますか？

“限りある資源の有効活用”が私どもの活動の基本です。産業廃棄物と呼ばれるものでも、資源としてとらえて大切にすることを心がけています。養豚農家を母体としている我々は、どのような飼料が農家に求められているのかを的確に見極めることができます。また、そのニーズを、食品残渣を用いた飼料づくりに反映する技術があります。

廃棄された食品残渣やバームクーヘン（菓子くず等）を回収して家畜の餌にして食べさせ、家畜の糞尿を堆肥にして農家に配るというリサイクルの一環を担っていますが、他の材料にもこの輪を広げていきたいと考えています。

今、日本の食料自給率は下がる一方です。この先、世界の人口がそのまま増え続ければ、食料消費量もそれにつれて増えていくことは確実です。日本がこれまでのように海外から食料を確保できるという保証はありません。

本来ならば廃棄物として処理されるものを有効利用することにより、日本国内での食料生産率が上がり、それに伴って日本の食料自給率も上昇すると思います。私どもが培ってきた知識と技術が少しでもお役に立てればこれ以上の喜びはありません。



▲代表取締役の蔵尾忠様(右側)と専務取締役の蔵尾勇様(左側)取材ではお世話になりました。

わが社のホープ！

(頑張っている従業員の紹介)

| | |
|------|--|
| 氏名 | 蔵尾 勇 |
| 役職 | 専務取締役 工場長 |
| 仕事内容 | <p>食品製造会社から廃棄される残渣の引き取り、運搬、製造工程、飼料メーカーへの販売まで、工場での業務を全面的に担当しています。</p> <p>食品製造会社というのは24時間体制で生産しており、特に最近、コンビニエンスストアやファーストフードの発達に伴い、引き取りの要請がある時間を読むのが非常に難しくなっています。夜中に引き取りの依頼をされることも珍しくありませんが、工場長としては、常に監督しておかなければなりません。</p> <p>不規則な生活になることも多くて大変な仕事ですが、食品残渣の有効利用、畜産業の発展に向けて頑張りたいと思っています。</p> |



O S K 通 信

O S K / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成24年3月～平成24年4月）の概要を紹介します。

近畿建設リサイクル表彰受賞

日 時：平成24年3月8日（木曜日）13時30分
場 所：建設交流館8階／グリーンホール
受賞者：会長賞 株式会社オーゾーロード
奥村組土木興業株式会社（大林
道路(株)他4社と共同で受賞）
奨励賞 株式会社大松土建



廃棄物不適正処理巡視事業

日 時：平成24年3月19日（月曜日）
午前9時15分～
場 所：八尾市、柏原市、藤井寺市方面
参加者：東 宏司（収集運搬部会員）
高野誠一郎（青年部）
平尾 道哉（青年部）
田中 千議（事務局事業主任）

廃棄物処理先進事例調査

①マカオ国際環境企業フォーラム及び展示会視察

日 程：平成24年3月28日（水曜日）
～30日（金曜日）
場 所：中華人民共和国特別行政区マカオ／
The Venetian Macao Resort Hotel
内 容：省エネルギー、再生可能エネルギー、廃
棄物管理、環境配慮型建築など
参加者：塩見 頼彦（再生処分部会長）
大林 正（再生処分副部長）
星山 健（再生処分部会員）
吉村 太郎（再生処分部会員）

②リマテック東北支社視察

日 程：平成24年4月12日（木曜日）
～13日（金曜日）
場 所：リマテック(株)東北支社（岩手県大船渡市）
参加者：塩見 頼彦（再生処分部会長）
大林 正（再生処分副部長）
星山 健（再生処分副部長）
石川 光一（再生処分部会員）
小野 博之（再生処分部会員）
中村 昌延（再生処分部会員）
馬場 孝至（再生処分部会員）

Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

別冊


- 改正廃棄物処理法 新旧対照
- 改正廃棄物処理法施行令 新旧対照
- 改正廃棄物処理法施行規則 新旧対照
- 部長通知・課長通知



別冊 (平成23年5月27日発行)

12

●「産業廃棄物処理業者の経理的基礎」について考える




第39号 (平成21年12月1日発行)

BACK バックナンバーの「探内」 NUMBER

3

●廃棄物管理士の普及促進に向けて



第40号 (平成22年3月10日発行)

5

●廃棄物処理法の改正動向



第41号 (平成22年5月28日発行)

9

●続・廃棄物処理法の改正動向



第42号 (平成22年9月13日発行)

12

●汚染土壌の処理業に関するガイドライン (暫定版)



第43号 (平成22年12月3日発行)

3

●改正廃棄物処理法 政省令(新旧対照)



第44号 (平成23年4月1日発行)

5

●優良産廃処理業者 認定制度運用マニュアル



第45号 (平成23年5月27日発行)

8

●どうする？ 東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理



第46号 (平成23年8月31日発行)

12

●放射性廃棄物の処理



第47号 (平成23年12月2日発行)

3

●大阪府域における東日本大震災の災害廃棄物処理に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

出版物



●よくわかるシリーズ1
マニフェストのしくみ

2011年10月1日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2011年10月1日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL1
通知で見る廃棄物処理法

2009年4月1日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2009年4月1日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL2
産業廃棄物処理業の
経理的基礎のあり方

2010年3月31日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2010年3月31日発行

●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL3
産業廃棄物処理業における
労働安全・衛生のあり方

2011年3月31日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2011年3月31日発行

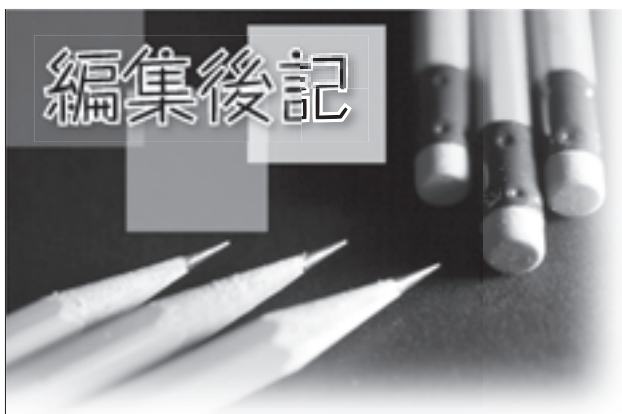
●廃棄物法制等普及促進
シリーズVOL4
産業廃棄物処理業における
ヒヤリ・ハットの事例分析

2011年12月1日発行

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

2011年12月1日発行

連絡先：社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016



Clean Life vol.49 の表紙はいつもの会報らしからぬものになりました（かわい子豚ちゃんに思わず会報を手にとって中を読んでもくれる人が増える事を期待しています）

Clean Life の会員取材は会員の方から仕事に対する思いをじっくり伺える貴重な時間です。今回は私たちの食と直結する会社でしたので、取材陣も興味津々で訪問しました。

取材の中で私の印象に残ったのは人間の為の食品製造業から排出される食品残さの量は一定であっても、そこから生まれる飼料の消費量にはシーズンがあるという事です。確かに夏場食欲が落ちるのは人間に限った事ではありませんが、家畜の場合はその質を下げないようにする必要があります。私たちが一年を通して安定した美味しい食事をいただけるのは、生産者の良いものを作りたいという思いと不断の努力の上で成り立っている事を忘れてはなりません。

大切に育てたものをありがたくいただく事、改めて「いただきます」の意味を考える取材になりました。

事務局F



協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.49

クリーンライフ

第49号



平成24年5月25日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会 長 國 中 賢 吉

組織広報委員長 白 坂 悦 夫

